

令和3年度役員報酬等限度額の訂正について

令和3年5月26日開催の総代会第6号議案 令和3年度理事及び監事の報酬についてご承認いただきました内容について、以下の内容に誤りがありました。深くお詫びを申し上げますとともに組合員各位においては、訂正内容についてご了承いただきますようお願い申し上げます。

令和3年度における理事の報酬総額59,014千円でご承認をいただきましたが、令和3年度は、役員改選があり改選前(令和3年5月)の理事報酬を加味した報酬総額を示すところ、改選後の理事数27名の年間報酬額が報酬総額となっております。

具体的には、改選前理事定数36名、改選後理事定数27名であり、3月から5月までの9名分の役員報酬額1,962千円が加味されておりました。

○協同活動の成果と計画 第25回通常総代会への提案(簡略版)

第6号議案 理事報酬等限度額 訂正前59,014千円 → **訂正後60,976千円**

○協同活動の成果と計画 第26回通常総代会への提案(詳細版)

Ⅱ事業報告の附属明細

1. 役員に対する報酬等

訂正前

(単位:千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	60,721	59,014
監事	14,565	14,772
合計	75,286	73,786

訂正後

(単位:千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	60,721	60,976
監事	14,565	14,772
合計	75,286	75,748

※栃木県には、以上の訂正を報告しております。 ※理事会にて承認をいただいております。